

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策は、この計画の定めるところによる。

第1節 鉄道災害対策計画

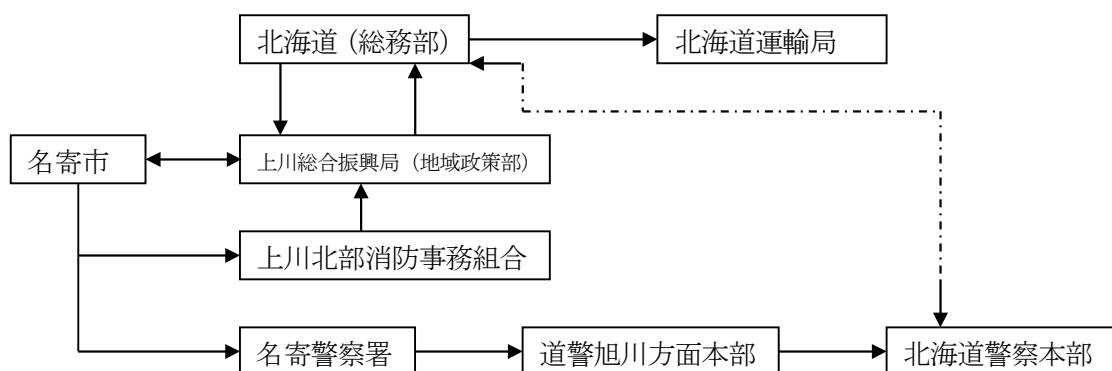
鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客、地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客、乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第11節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

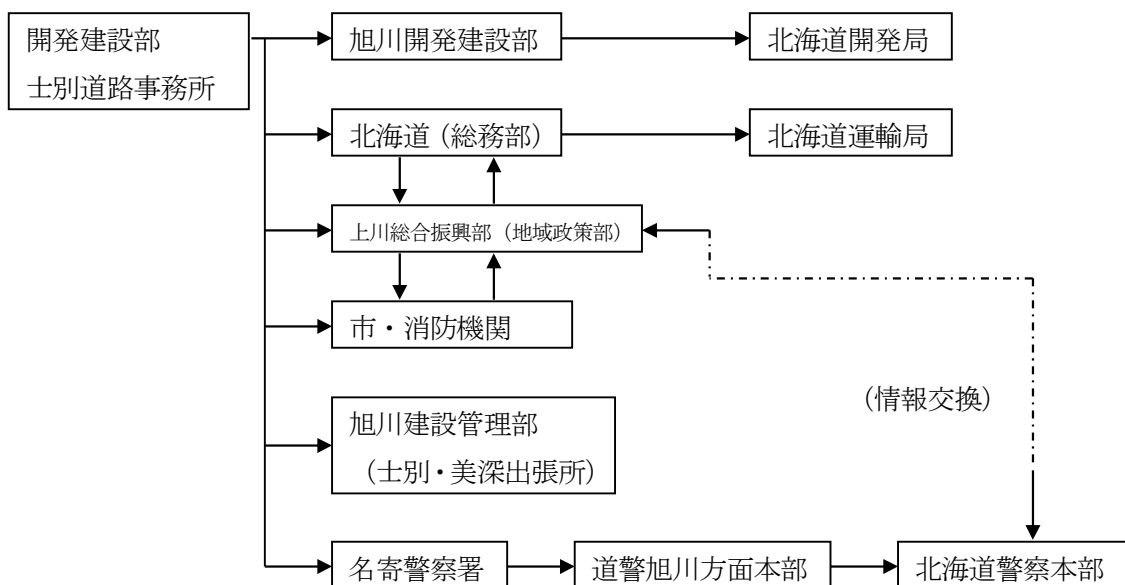
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

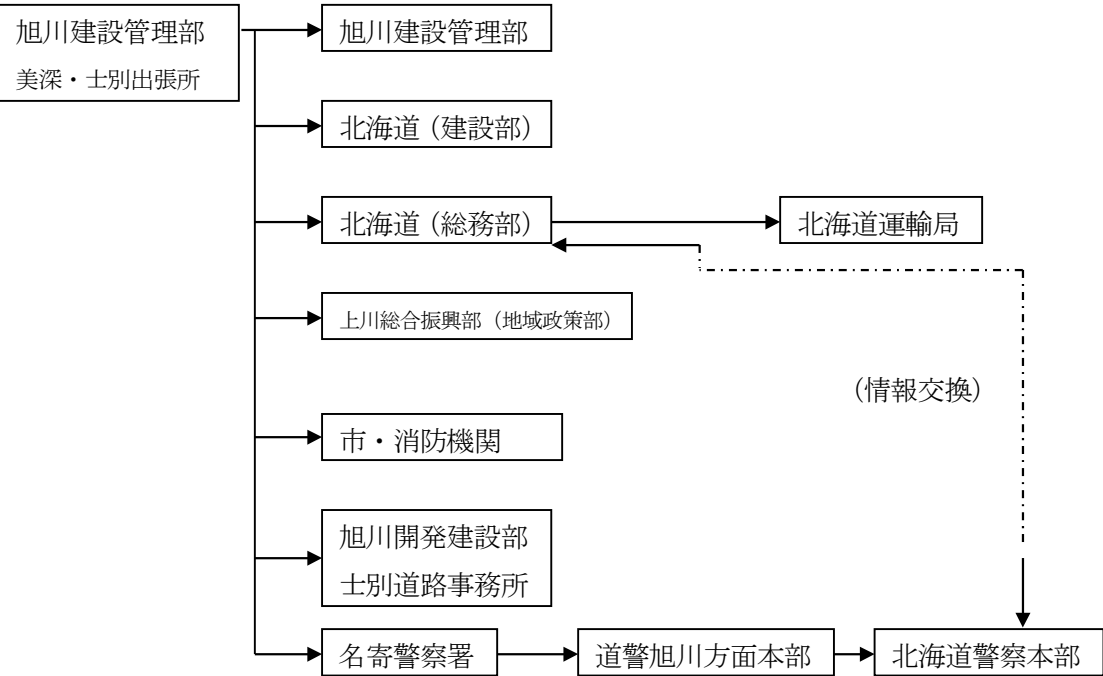
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

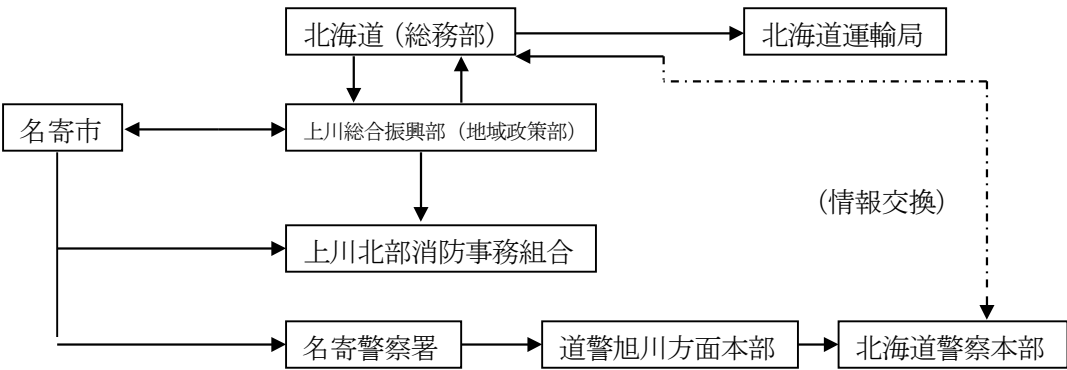
ア 国が管理する道路



イ 北海道が管理する道路の場合



ウ 市が管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第11節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可

能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

- (1) 名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

13 高速自動車国道事故等対策

高速自動車国道において車両の衝突又は炎上若しくは積載物の爆発、炎上又は転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等が必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

〔例〕 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〔例〕 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

〔例〕 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〔例〕 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

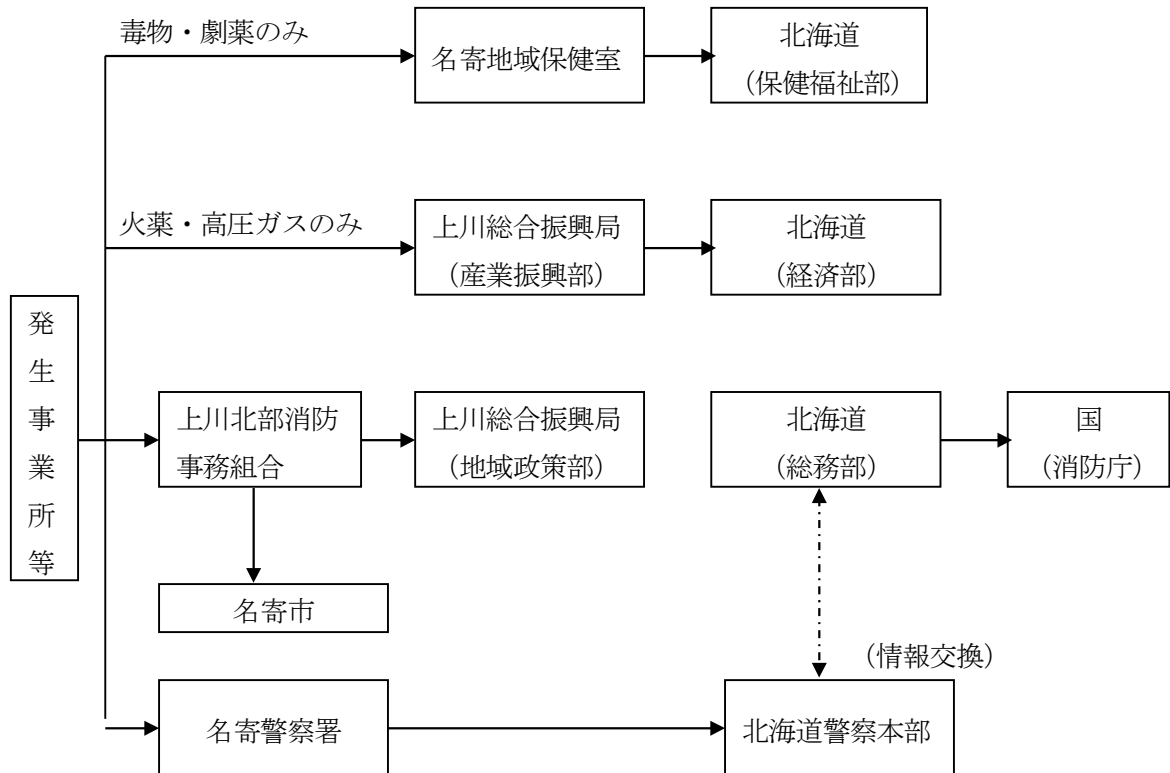
2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のために通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報

- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応援活動体制

- (1) 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

- (1) 消防活動は、第4章第7節の消防計画の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難及び救出計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第6章第5節の避難対策計画、第6節救助救出計画及び第6章第11節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第6章第14節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

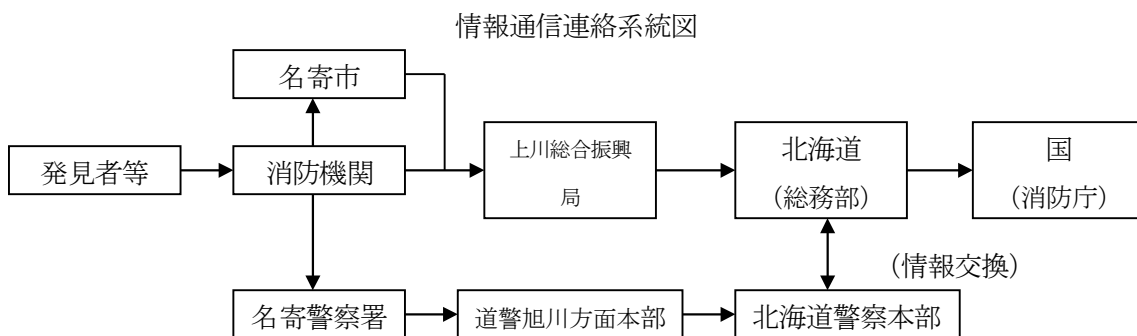
1 災害予防

市及び上川北部消防事務組合は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するための大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の

定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族、地域住等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所や地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑えるなど消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難及び救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第6章第6節の救助救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第6章第14節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊災害派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災対策計画

林野火災の予防及び応急対策は、この計画に定めるところによる。

1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、名寄市林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

名寄市、上川北部森林管理署及び上川総合振興局北部森林室

(2) 協力機関

上川総合振興局、旭川地方气象台、陸上自衛隊名寄駐屯地、名寄警察署、名寄市教育委員会、上川北部消防事務組合消防本部、名寄消防署、名寄消防署風連出張所、名寄消防団、風連消防団、上川北部森林組合、各地区森林愛護組合、王子木材緑化(株)北海道支店旭川営業所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部、北森協同組合、林内業者、道北なよろ農業協同組合、(株)名寄振興公社、てしおがわ土地改良区、名寄建設業協会、風連建設業協会、北海道電力(株)名寄営業所、北海道旅客鉄道(株)、NPO法人なよろ観光まちづくり協会、NPO法人風連まちづくり観光、名士バス(株)、道北バス(株)及び報道機関

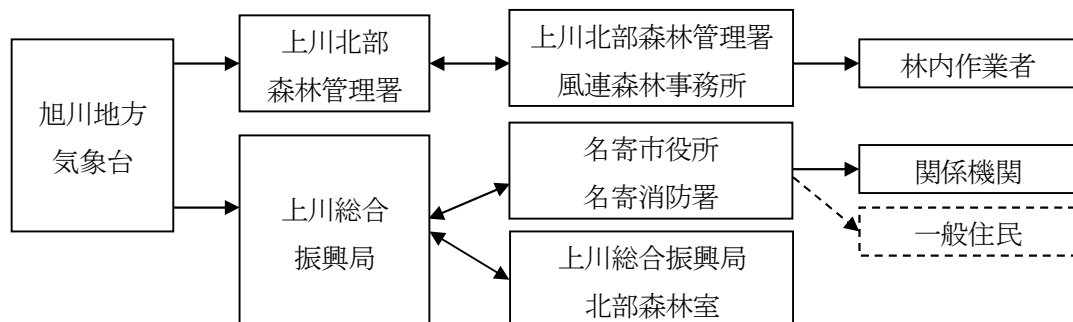
2 気象情報等連絡体制

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため気象予警報を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。また、火災発生時の通報連絡を徹底することなど、次の系統図によるものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節の気象予警報等の伝達計画のとおりである。

(2) 林野火災気象通報伝達系統



3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、市民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- ア ポスター、旗等による啓発
- イ 市広報誌への啓発記事の掲載
- ウ 火災気象通報（乾燥）等発令時の啓発巡回

(2) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- ア タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、十分な啓発を行う。
- イ 入林の許可、届出等について指導する。
- ウ 危険時の入林制限区域の周知を図る。

(3) 火入れ対策

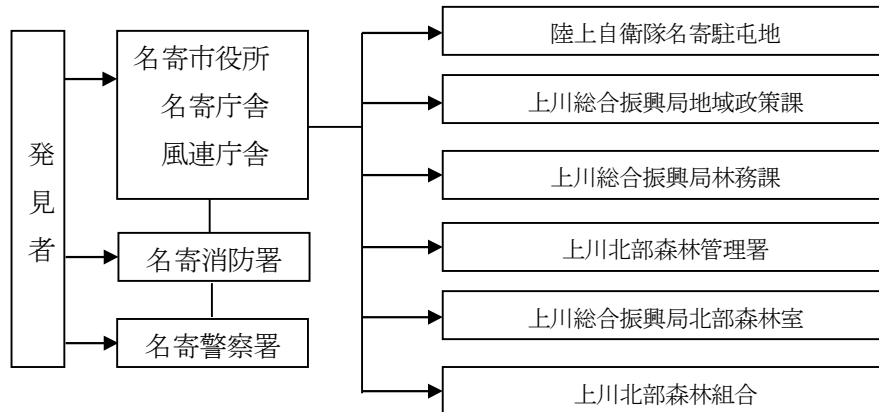
林野火災危険期間（4月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び名寄市火入れに関する規則（平成18年名寄市規則第153号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 市は、林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第6章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族、地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

6 応急活動体制

- (1) 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（上川総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

7 消防活動

各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- (1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- (2) 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、北海道知事（上川総合振興局長）に対し、第6章第17節の消防防災ヘリコプター活用計画に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第6章第5節の避難対策計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

9 交通規制

名寄警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第6章第24節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（上川総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

11 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第23節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。